

吉川市若者支援の在り方検討会議報告書

令和5年1月

吉川市若者支援の在り方検討会議

1 はじめに

近年の少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化等による保護者の子育てに対する不安感や孤立感の増大、ライフスタイルの変化や働き方の多様化による保育ニーズの高まりといった全国的な課題は、吉川市においても同様であり、さらに児童虐待や子どもの貧困など、子ども・子育てをめぐる課題は、複雑化しています。

このような状況の中で、子どもたちが健やかに成長・発達するとともに、住み慣れた地域で安心して妊娠、出産、子育てできる環境を整えるためには、妊娠を望む時期からの切れ目のない支援を行うとともに、それぞれの家庭が抱える問題を考慮しつつ、きめ細かな対応を行っていく必要があります。

また、これまで支援の手が届きにくかった義務教育後の若者世代の進学、就労、社会参加等の自立に向けた問題も懸念され、妊娠・出産から子育ての切れ目のない支援、さらには若者の支援に至るまでそれぞれの状況に応じた長期にわたる支援が求められています。

このような背景の中、吉川市若者支援の在り方検討会議（以下「検討会議」といいます。）は、義務教育後の若者を取り巻く諸課題に対して、当事者となる若者の現状を把握し、若者支援に関する吉川市の今後の方向性を検討していくことを目的として、令和4年6月に市によって設置されました。

この検討会議は、学識経験者や支援関係者、高等学校、そして若者支援に関する関係団体など、様々な分野から委員を選出して、これまでに3回の会議の開催と書面による意見提出を行い、「不登校」と「ひきこもり」の状態に焦点を当て、若者の現状や課題、若者への支援につながる方策等について検討を進めてきました。

吉川市では、現在「幸せつながる みんなのまち よしかわ」を将来都市像とし、「幸福実感を高める」「共に生き、共に創る」「誇れるまちを未来へ」をまちづくりの基本理念とする「第6次吉川市総合振興計画（令和4年度～令和13年度）が進行中です。私たち検討会議のメンバーも、この将来都市像やまちづくりの基本理念を中心に据え、吉川市で生活する様々な困難を抱える若者が、希望を持ち、社会とつながりを持てるようになることを切に願い、これまで検討してきた内容をまとめたところです。ここに検討会議の委員全員の総意として報告書を提出します。

令和5年1月

吉川市若者支援の在り方検討会議
会長 東 宏行

2 位置付け

以下に掲げる吉川市の計画等に若者支援の取組の推進が位置付けられています。

(1) 第6次吉川市総合振興計画前期基本計画（令和4年度～8年度）（抜粋）

第1章 人を育むまちづくり（こども・学び部門）

第1節 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実

(4) 若者支援

②関係機関とのネットワークの構築に努めながら、悩みを抱える若者の相談窓口や居場所の在り方の検討を進めます。

(2) 第2期吉川市まちひとしごと創生総合戦略（令和4年度～8年度）（抜粋）

基本目標1 子どもの笑顔と活気でまちを満たす

施策3 “きづく・つなぐ” 未来応援プラン

4【若者支援】 悩みを抱える若者が希望を持てる環境づくりを行う

➤進学、就職、ひきこもり、ヤングケアラーなど、様々な悩みを抱える若者の孤立や孤独を防ぎ、相談や支援を受けることができる環境をつくります。

(3) 「である・きづく・つなぐ・つながる未来プロジェクト

—吉川市子どもの貧困対策推進計画—」（令和元年度～5年度）（抜粋）

基本目標1 子どもの育ちに直接つながる支援に取り組みます

施策1-4 若者支援

(1) 若者支援を担う関係機関との連携による就労支援

(2) 若者相談窓口のあり方の検討

➤働くことへの悩みがある、コミュニケーション能力に自信がない、引きこもりがちであるなどで、悩みを抱える若者の社会参加に向けた相談窓口や居場所づくりに向けた検討を進めます。

(3) 若者の進学支援

(参考) 子ども・若者育成支援推進法（平成22年4月1日施行）

①背景

- ・児童虐待、いじめ、少年による重大事件の発生、有害情報の氾濫など、子ども・若者をめぐる環境の悪化

- ・若年無業者やひきこもり、不登校、発達障害等の精神疾患など子ども・若者の抱える問題の深刻化
- ・従来の個別分野における縦割りの対応では限界

②目的（法第1条）

- ・子ども・若者育成支援施策の総合的推進のための枠組み整備
- ・社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を支援するためのネットワーク整備

③対象

- ・従来より、「青少年」を0歳から概ね30歳未満のものと捉えた上で、雇用など特定の施策分野においては30代も対象として施策を推進
- ・子ども・若者育成支援推進法における「子ども・若者」の年齢の範囲も、この対象範囲と同様
(法では、乳幼児期から30代までを広く対象とし、育成と支援をともに推進するという目的を明確に示すため、「青少年」に代えて「子ども・若者」という言葉を使用)

3 これまでのプロセス

この報告書は、吉川市若者支援の在り方検討会議が以下の活動を行い、取りまとめました。

(1) 検討会議の開催・メンバー

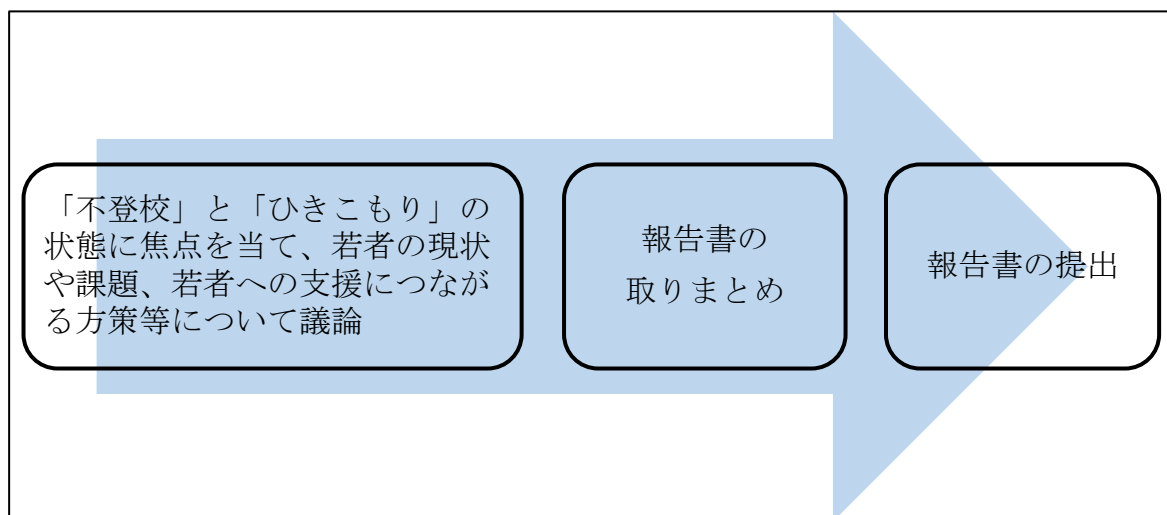
検討会議は、令和4年6月から令和4年10月までの間で3回開催するとともに、各委員より書面にて意見・提案を提出するなどして、様々な視点から現状や課題等の確認を行いました。

検討会議のメンバーは、学識経験者1名、支援関係者4名、高等学校の関係者2名、若者支援関連団体の関係者1名、社会福祉協議会の関係者1名の計9名であり、「不登校」と「ひきこもり」の状態に焦点を当てて議論を重ねました。

(2) 検討会議で議論したテーマ（若者支援方策）

- ①当事者・家族とNPO団体等とをつなぐ
- ②経済的支援
- ③プログラムサポート
- ④全体会・連絡会の設立
- ⑤予防

(3) 流れ



4 吉川市若者支援の在り方検討会議からの報告

検討会議は、これまでの議論を踏まえ、吉川市で生活する様々な困難を抱える若者が、希望を持ち、社会とつながりを持てるようになるよう、次のとおり報告します。

(1) 報告の概要

吉川市において、若者支援を進めていくに当たり、次のとおり「基本目標」と「基本姿勢」を定めた上で、その支援方策としての5つで構成する「若者支援方策」を軸に、さらなる検討を進めるとともに、可能な部分から、速やかに方策を実行していくことをお願いします。

また、「行政の役割」と「若者支援の対象」についても、次のとおり整理します。

「基本目標」
様々な困難を抱える若者が、希望を持ち、社会とつながりを持てるようになる
「基本姿勢」
不登校・ひきこもりという状態を非とした改善ではなく、困難にある若者が自分らしく生きてゆけるためのサポートを目的とする。
「若者支援方策」
①当事者・家族と支援関係者とをつなぐ ②経済的支援 ③プログラムサポート ④支援関係者との協議の場の設置 ⑤予防
「行政の役割」
当事者・家族と支援関係者の橋渡し役を行政が担う。
「若者支援の対象」
15歳（義務教育後）～30歳程度 ※市内在住の若者のほか、市外に在住する市内在学の若者も含む。

(2) 若者の現状・課題に関する各委員からの意見（項目）

- ・ 若者を取り巻く家庭環境について
(当事者・家族)

- ・ 若者を取り巻く社会や地域の環境について
(医療・学校・自治組織・福祉関係機関・地域資源)

- ・ 若者をめぐる現状・課題について
(不登校・ひきこもり・高校中退・就労・障がい・経済的困窮・非行・外国籍等)

- ・ 国・県・他自治体の動向について
(子ども・若者育成支援推進法・情報発信)

- ・ 各委員の活動状況について
(学識経験者・支援関係者・高等学校・若者支援に関する関係団体)

(3) 若者支援方策の取組

若者支援方策を進めていく上で、以下に掲げた各事項を視点を捉えて、具体的な支援策の検討をお願いします。

①当事者・家族と支援とをつなぐ

(1) SNSを活用した支援情報の周知

- 市は、支援情報の周知を紙面等により積極的に展開していくことをベースとしながら、さらに当事者・家族が支援情報(支援関係者やサポートイベント)につながるができるよう、若者支援に関するサイトを立ち上げる仕組みを検討されてはいかがか。
- 市は、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、学校、公共施設など様々な関係機関・場所を通じて、支援情報の積極的な周知を展開されてはいかがか。

(2) オンラインや対面での相談体制の構築

- 市は、若者支援に係る法律等(子ども・若者育成支援推進法等)の趣旨を踏まえ、総合相談体制の枠組みの整備を検討されてはいかがか。
- 市は、支援関係者と連携し、オンラインや対面による相談会、面接会、講演会等を開催されてはいかがか。

②経済的支援

(1) 当事者・家族の負担軽減

- 市は、当事者・家族のイベント等への参加や、当事者の技術・資格の取得に際して必要となる支援を検討されてはいかがか。

(2) 支援関係者への活動助成

- 市は、吉川市みらいステップアップ助成金の制度を通じるなどして、支援関係者が企画・提案した活動への助成や、支援関係者が人材確保・人材育成を図るための支援関係者と働き手・担い手とのマッチングへの支援を検討されてはいかがか。

③プログラムサポート

(1) 体験活動や就労先の紹介

- 市は、支援関係者からの要望がある際に、活動体験や就労体験の受入れ先の紹介を行う仕組み(フォーマット等の使用)を検討されてはいかがか。

(2) 必要な医療へのつなぎ

- 市は、支援関係者からの要望がある際に、当事者支援に必要な医療社会資源の紹介を行う仕組みを検討されてはいかがか。

(3) 施設使用料の減免

- 市は、若者支援に寄与する活動を行う支援関係者が公共施設を使用するに当たり、施設使用料の減免を検討されてはいかがか。

(4) 外国籍の若者のプログラム参加へのサポート

- 引き続き外国籍の若者の現状や課題を検討されてはいかがか。

④支援関係者との協議の場の設置

➤支援関係者との協議の場において、様々な論点を議題として定めながら、継続的に協議を進めていかれてはかがか。

⑤予防

(1) 不登校・ひきこもりとなる前段階の支援

(2) 発達に課題を抱える若者に対する支援者側の理解促進

➤引き続き現状や課題を検討されてはかがか。

※上記「支援関係者」について

本報告書において、「支援関係者」とは、次のいずれかに該当する者であって、市がその者を認定するものとします。

- ①若者支援に係る活動拠点が吉川市内又は他自治体内であっても吉川市を活動区域とすることが客観的に説明できる区域内であって、法人格を有するNPO団体等
- ②若者支援に係る主な活動拠点が吉川市内である団体等（法人格の有無は問わない）
- ③その他上記①及び②に準ずる団体として認められる者

(4) 今後の検討会議について

私たちは、これまで3回の議論と書面による意見提出を重ねてきました。そして関係者である私たちも、知見を広めるとともに、検討を深めてきました。

今回、この報告書を検討会議における一区切りとして提出させていただきますが、若者を取り巻く課題は数多くあります。今後も吉川市の若者支援をより一層推進していくためにも引き続きこの検討会議を開催されるようお願いいたします。

5 資料

■ 検討会議開催日、検討内容一覧

回	開催日	検討内容
第1回	令和4年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・吉川市若者支援の在り方検討会議の開催に当たって ・各団体における取組の現状について ・「令和3年度埼玉青少年の意識と行動調査」について
第2回	令和4年8月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・若者支援の方向性について ・若者支援事項に対する意見について ・若者からの意見について
第3回	令和4年10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・「吉川市若者支援の在り方検討会議報告書（素案）」について ・今後について

■ 吉川市若者支援の在り方検討会議委員一覧

(任期：令和4年6月24日から令和5年3月31日まで) 一覧

No.	選出区分	氏名	団体・役職	備考
1	学識経験者	東 宏行	公立大学法人埼玉県立大学保健医療福祉学部	会長
2	若者支援に関する実務経験者	鈴木 好弘	特定非営利活動法人フリースペース PEACE	副会長
3		鎌倉 賢哉	特定非営利活動法人越谷らるご	
4		須田 眞理子	埼玉とうぶ若者サポートステーション	
5		仲野 十和田	特定非営利活動法人フォーユー研究会	
6	市長が必要と認める者	羽角 行雄	越谷地区保護司会吉川支部会	
7		福田 翔	埼玉県立吉川美南高等学校	
8		田嶋 真広	埼玉県立吉川美南高等学校	
9		森泉 佳歩	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	

(敬称略)

吉川市若者支援の在り方検討会議設置要綱（令和4年6月14日告示第174号）
（設置）

第1条 義務教育後の若者を取り巻く諸課題に対して、当事者となる若者の現状を把握し、若者に対する支援（以下「若者支援」という。）に関する市の今後の方向性を検討するため、若者支援の在り方検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 検討会議は、市長からの依頼に応じ、次に掲げる事項について、意見を述べる。

- (1) 若者の現状の把握に関すること。
- (2) 若者支援に関する施策に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、若者支援に関すること。

（組織）

第3条 検討会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 若者支援に関する実務経験者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱の日から当該日の属する年度の末日までとする。

（会長及び副会長）

第4条 検討会議に会長及び副会長1名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（招集）

第5条 検討会議は、市長が招集する。

（関係者の出席等）

第6条 市長又は会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務等）

第7条 検討会議の庶務は、こども福祉部子育て支援課において処理する。

2 こども福祉部子育て支援課は、検討会議の意見について、庁内関係各課と情報共有をしなければならない。

（補則）

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

1 この告示は、公布の日から施行する。

2 この告示は、委員の任期満了の日限り、その効力を失う。